

令和5年 第3回（8月）定例会

県央県南広域環境組合 議会 会議録

令和5年 第3回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

1 場 所 県央県南クリーンセンター 2階大会議室
諫早市福田町1250番地

2 会 期 令和5年8月24日（1日間）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
8	24	木	定 例 会	開会、副議長の選挙、議席の指定、会期決定、会議録署名議員の指名、議会運営委員会委員の選任、一般質問、報告、議案上程、説明、審議、討論、採決、閉会

4 付議事件表

番 号	審議 方法	事 件 名	議決月日	結 果
		副議長の選挙について	8月24日	濱 崎 清 志 君 当 選
		議席の指定の件	8月24日	1 番 林田 勉君 2 番 馬渡光春君 1 4 番 濱崎清志君
		会期の決定の件	8月24日	8 月 2 4 日 の 1 日 と 決 定
		会議録署名議員の指名について	8月24日	松 永 隆 志 君 中 野 太 陽 君 指 名
		議会運営委員会委員の選任について	8月24日	馬 渡 光 春 君 谷 澤 和 浩 君 松 永 隆 志 君 前 田 哲 君 酒 井 光 則 君 選 任

報 告 第 1 号	本 会 議	繰越明許費について（令和 4 年度県 央県南広域環境組合一般会計）	8 月 2 4 日	報 告 受 理
議 案 第 9 号	本 会 議	令和 4 年度県央県南広域環境組合一 般会計歳入歳出決算の認定について	8 月 2 4 日	認 定

5 一般質問発言順序及び発言要旨

月 日	質 問 者	質 問 要 旨		ページ
8 月 2 4 日	中野太陽 議 員	1	1 物価高騰の影響について (1) 今後の運転費・用役費・施設管理費は どう推移するのか。 (2) 施設整備費（次世代炉・リセセンター 等）はどう推移するのか。 (3) のんこの温水センターの管理事務費及 び指定管理料はどう推移するのか。	
	湯田清美 議 員	2	1 地球温暖化防止実行計画について (1) 第 2 期実行計画の実績で C O 2 削減に ついて大きな成果を残している。どのよ うな方法でこの大きな成果が得られた のか。 (2) 大きな成果が得られた背景に様々な苦 労があったと思うがどのような苦労が あったのか。 (3) C O 2 を削減するためにはごみの減量 化も重要になってくるが、現在の状況と 今後の見通しを伺う。 (4) 第 3 期の C O 2 排出量の削減目標を令 和 2 年度に基準を置いた根拠は。また、 第 3 期に入って今年は折り返しとなる が、目標達成に向けて経過は順調か。 (5) 令和 8 年度から現在のガス化改質方式	

			からストーカ方式と処理方式が違う新施設が稼働するが、新施設に移行してもこの成果は継続して得られる予定か。また、その方法はどのようなものか。 2 動物の死骸の焼却について (1) ペットや野良の動物の死骸は、島原市や雲仙市はどのように扱っているか。 (2) 今年2月に組合議会として先進地の視察に行かれたと思うが、動物の焼却に関する取り組みで工夫している所はなかったか。 (3) ペットや他の動物の死骸を一般廃棄物として焼却することを残念に思う市民もいる。このセンターに動物の死骸を持ち込む方のために動物とのお別れの場を設けてはどうか。また、一般廃棄物とは別に焼却することはできないか。	
--	--	--	---	--

○ 出席議員（12名）

1 番	林田 勉	君
2 番	馬渡 光春	君
3 番	谷澤 和浩	君
4 番	森 多久男	君
5 番	湯田 清美	君
6 番	松永 隆志	君
7 番	中野 太陽	君
8 番	前田 哲	君
9 番	上田 篤	君
1 1 番	酒井 光則	君
1 2 番	隈部 和久	君
1 4 番	濱崎 清志	君
1 5 番	南条 博	君

○ 欠席議員（2名）

10番 小田 孝明 君
13番 小嶋 光明 君

○ 説明のため出席したもの

管 理 者 大久保 潔重 君
副管理者 古川 隆三郎 君
副管理者 金澤 秀三郎 君
副管理者 松本 政博 君
監査委員 徳永 清己 君
事務局長 山下 浩信 君
総務課長 馬場 英二 君
施設課長 林田 真明 君
施設課参事 立野 健一郎 君
総務課課長補佐 池田 吉穂 君
施設課課長補佐 山下 秀顕 君

○ 議会関係出席者

書 記 長 濱崎 和也 君
書 記 牟田 憲司 君
書 記 中川 透大 君

(午前10時00分 開会)

○議長（南条 博君）

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和5年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

今定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

次に、新たな組合議員として選出されました議員を御紹介いたします。

島原市議会選出、林田勉議員、同じく馬渡光春議員、同じく濱崎清志議員、
よろしくをお願いします。

なお、議事の進行上、ただいま御着席の席を仮議席といたします。

また、今定例会におきましては、夏の省エネ対策の一環といたしまして、クールビズによる空調管理を行っております。議場での服装につきましては、上着等の着用は各位の判断にお任せいたしますので、よろしく願いいたします。

また、マスクの着用につきましても各位の判断にお任せいたします。

議事日程は、お手元に配付しております議事日程表により執り行います。

ここで管理者より発言の申出がっておりますので、発言を求めます。管理者。

○管理者（大久保潔重君）

皆様、おはようございます。本日、ここに令和5年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、施設の稼働状況から御報告を申し上げます。

本施設は第2期ごみ処理施設が供用開始するまでのつなぎ運転を行っているところでございますが、1日当たりおおむね250トンの安定した処理を継続しており、今年度は5月8日から15日までの8日間において計画全炉停止を行い、炉の点検整備補修を実施しました。

また、来る10月15日から27日までの13日間におきましても、炉の定期点検整備を実施するため全炉停止を行う予定であります。

第2期ごみ処理施設の建設工事につきましては、建物の基礎に係わる土木工事が進められており、一部の場所で地下に転石などの障害物が確認されたことから、その対応に当たりながら事業の進捗を図っている状況でございます。

廃棄物運搬中継施設整備・運営事業につきましては、去る5月の臨時議会におきまして、新たに整備する南部リレーセンターの設計・建設と、既存の東部及び西部を含めた3つのリレーセンターの運営・維持管理を、制限付一般競争入札によるDBO事業で発注するための債務負担行為の補正予算を御承認いただきました以後、翌6月には入札公告を行い、入札に向けた手続を進めているところであります。

今後も引き続き令和8年度からの新施設の稼働に向けて、環境負荷が小さく、地球温暖化対策や循環型社会形成の推進に貢献でき、安定的で効率的な地域に信頼されるごみ処理施設の整備と運営に取り組んでまいりたいと考えております。

今定例会では、「令和4年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の議案と、1件の報告を提出させていただきました。

内容につきましては、後ほど事務局長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、私からの開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（南条 博君）

全員協議会開催のため、しばらく休憩します。

中会議室で行いますので、議員の皆様は移動をお願いいたします。

(午前 10 時 04 分 休憩)

(午前 10 時 15 分 再開)

○議長（南条 博君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第 1 「副議長の選挙について」を議題といたします。

組合規約第 7 条第 2 項の規定により「組合議員のうちから組合の議会で選挙する」となっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選といたします。このことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議ありませんので、副議長の選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議がありませんので、指名の方法は議長において指名することに決定いたしました。

副議長に濱崎清志議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました濱崎清志議員を副議長の当選人として定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議なしと認めます。よって、濱崎清志議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました濱崎清志議員が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選を告知いたします。

副議長の就任承諾及び挨拶をお願いします。

○副議長（濱崎清志君）

それでは、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位の御推挙を得まして、県央県南広域環境組合議会副議長の要職に就くことになりました濱崎でございます。誠に光栄と存じ、深く感謝を申し上げます。

微力ではございますが、議長の元に相互に助け合い、広域行政の発展と地方自治の発展のために努力を払い、議会運営の万全を期してまいりたいと考える次第でございます。

ここに議員各位の一層の御支援と御協力をお願い申し上げまして、簡単でございますが、就任の御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（南条 博君）

ありがとうございました。

次に、日程第2「議席の指定について」を議題といたします。

新たに議員となられました方の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

1 番林田勉議員。2 番馬渡光春議員。1 4 番濱崎清志議員。以上、ただいま御着席の議席を指定いたします。

次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を8月24日、1日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条の規定により、会議録署名議員に6 番松永隆志議員及び7 番中野太陽議員を指名いたします。

次に、日程第5「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

現在、議会運営委員が1名欠員となっております。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、馬渡光春議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議なしと認めます。馬渡光春議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、ただいま選任されました委員の任期は、委員会条例第2条第3項の規定に基づき前任者の在任期間となりますので、令和5年8月28日までとなります。また、そのほかの委員も8月28日で任期満了となりますので、新たな議会運営委員会委員を選任する必要があります。

任期満了後の新たな委員の選任につきましては、委員会条例第2条第2項及び第5条の規定に基づき、2 番馬渡光春議員、3 番谷澤和浩議員、6 番松永隆志議員、8 番前田哲議員、1 1 番酒井光則議員、以上5名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議なしと認めます。以上5名を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました委員の任期は、委員会条例第2条及び第3条の規定に基づき、本年8月29日から令和7年8月28日までの2年間となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第6「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いがあります。発言時間につきましては、申合せによる時間内に終わるようにお願いいたします。

答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁をお願いいたします。

なお、本日の一般質問につきましては、質問席でお願いいたします。

一般質問の発言順序につきましては、通告順となっております。

本日は2名の方から通告を受けております。初めに、7番中野太陽議員。

○7番（中野太陽君）

皆さん、おはようございます。諫早から選出されております中野太陽です。本日の一般質問では、お手元に通告書がありますように、1件「物価高騰の影響について」ということで質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

昨今、物価高騰、いろいろな部分で市民生活も非常に苦しいという声を耳にいたします。業者の方々からも、農業関係の方々からも、漁業関係の方々からも様々な運転費や、ここでいう用役費のような、いわゆる燃料費などなど、高騰が非常に苦しいという声を聞いております。

そこで、お尋ねをいたします。

（1）今後の運転費、用役費、また、施設の管理費、これが物価高騰の影響によりどのように推移していくのかをお尋ねいたします。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

おはようございます。事務局長の山下でございます。よろしくお願いいたします。

中野議員の御質問にお答えいたします。

現施設の運転費、用役費、施設管理費はどう推移するのかとの御質問でございます。

まず、運転費につきましては、令和2年度から令和7年度までの6カ年のつなぎ運転として、JFEと6年間の運転管理業務を委託契約しているところ

でございます。

さらに、施設管理費につきましては、同じく J F E と単年度ごとの点検整備補修業務を委託契約しているところでございます。

また、用役費につきましては、決算書にも記載しておりますように、電力及び L N G、液化天然ガスとともに、国際情勢による価格の上昇がございまして、今後も価格が上昇するものと危惧しているところでございます。

お尋ねのように、物価高騰の昨今でございますので、増額の申請があれば、必要に応じまして対応すべき点是对応せざるを得ないのではないかと考えております。しかしながら、現時点では正式な申請がなされておられませんので、今後の状況を見極めながら慎重に対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（南条 博君）

中野議員。

○7 番（中野太陽君）

今の御答弁の中でお伺いしたいのは、申請があればというお話でしたが、申請というのは、当然、相手方の、いわゆる契約の時点での話というふうになるのか、それとも、例えば、今現在、今回は決算ですけれども、予算案をする前にそういった協議をこちら側から設けるとか、そういう考えなのか、相手から言われなければするつもりはないと、する必要はないというふうなお考えなのか、その点をお伺いします。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

国のほうではスライド条項という条項がございます。この条項につきましては、出来高を除く残工事の部分について価格の変動等で影響が出た場合は、申請があれば発注者のほうで対応するというところでございますので、例えば、そういう形の対応になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（南条 博君）

中野議員。

○7 番（中野太陽君）

まだ相手方からは来ていないので、今後次第ということで、今では推移は分からないけど、予測として上がる可能性もあるというのを含んでおくということだと思います。

(2)に移ります。

施設整備費、次世代炉、またはリレーセンター等、今後建設するところもありますし、今後、運営がそのまま続くところもあると思いますけれども、これについてもどのように推移するのか、今の見通しをお願いします。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

第2期ごみ処理施設及びリレーセンターの施設整備費は今後どのように推移していくかとの御質問にお答えいたします。

令和8年度の開業に向け建設中の第2期ごみ処理施設でございますが、施工業者からは同じように現時点では正式に増額申請がなされておられません。

また、東部及び西部リレーセンターについては、6年間の運転管理業務や単年度ごとの点検業務、補修業務をそれぞれ委託契約しておりますが、こちらのほうも同様でございます。

先ほどと重なりますが、物価高騰の折でございますので、施工業者などから正式な増額申請があれば対応せざるを得ない部分があるのではないかというふうに考えております。

なお、南部リレーセンターにつきましては、5月の臨時議会で債務負担行為の御承認いただいたばかりでございまして、契約がまだ整っていない時期でございまして、御答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（南条 博君）

中野議員。

○7番（中野太陽君）

こちら先ほどと同じように相手方の申請がないと、その先はまだ分かりませんというお答えだと思います。

では、(3)に移ります。

のんこの温水センターの管理事務費及び指定管理料、これについてもどのようになるか、伺います。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

それでは、余熱利用施設ののんこの温水センターの管理事務費及び指定管理料の推移についてお答えいたします。

のんこの温水センターにつきましては、株式会社協栄が令和2年度から令和6年度までの5年間、指定管理者として運営をいただいているところ

でございます。

御質問の管理事務につきましては、募集要項におきまして指定管理者の負担としておりますが、このような物価上昇による増額というものは基本的に発生しないものではないかと考えているところでございます。

なお、指定管理料につきましては、令和7年度以降は次の契約になりますので、物価高騰等の諸般の事情を鑑み、見直す必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（南条 博君）

中野議員。

○7番（中野太陽君）

こちらに関しては募集要項にないということで、先ほどまでの話は国によるスライド条項というのがあると。今回のほうは募集要項の中に物価高騰についての、異常な物価高騰についての、いわゆる価格の負担割合についてとか、そういう率の問題とかというものの変更は申請があっても受け付けないという形になるのか、条項がないからですね、ないからそういう形になるのか、それとも、まだ相手方、いわゆる株式会社協栄のほうからそういうことがあった場合、受け付けるということで、譲歩というんですかね、そういった余地があるのか、その部分を確認ができますか。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

のんこの温水センターについての御質問でございます。

全国的に各都道府県におきまして、最低賃金の値上げ等が検討されており、指定管理料における人件費に影響を与えることが想定されております。指定管理者と当組合の間で取り交わしております基本協定には、不可抗力によって発生した費用等の負担については規定が定められておりますので、基本的にはその規定に沿って検討することになるのではないかというふうにも考えておるところでございます。

○議長（南条 博君）

中野議員。

○7番（中野太陽君）

分かりました。額を上げる上げないというか、そういう話ではなくて、要は相手方の訴えに対して門前払いということはないということは理解できましたので、その後の詰めについて、できれば上昇しないでほしいんですけども、それは正直言ったらそれでいくと今後手を引くという可能性も出てくるとか、

いろいろあると思いますので、そこら辺については理解ができたと思っております。

(1)、(2)、(3)が物価高騰の影響について確認させていただいたことなんですが、本題といいますか、私が危惧するのは、各市の分担金、負担金、これが今後どう増えていくのか、増える可能性があるのかというのがまず1つあると思います。今年度の決算で負担金、分担金は、島原で約7億2,000万円、諫早で16億2,000万円、雲仙で6億3,700万円、南島原で3億2,200万円、今この状態ですけど、いわゆる先ほどの相手方の交渉による価格の変動による負担の増というところで行くと、まず1点目は、各種の負担金が増えてくる可能性があるのではないかと。

2つ目が、じゃ、そういった上昇に対してどういうことができるのかというのは、まず、国からの支援金、国庫支出金、交付金、こういったところを何とか勝ち取るということ。2つ目に、ごみ処理費用を減らす。ごみの減量化ですね。これは運転費や用役費、先ほどの燃料代を減らすというところと、ごみの再資源化ですね。これは副産物の販売で、収入は微々たるものかもしれないですけども、大切なことだと思うんですね。3つ目、これは難しいですけど、基金の繰入れ、このぐらいしか物価高騰と価格の変動による上昇に対応するというのがなかなか難しいのかなというふうに思いますけれども、今後これは想定はしておかなきゃいけない部分だと思いますので、どのような対策でこの組合議会がこれに対応していくのかを、最後、もしよければ管理者が答えいただければと思うんですけども、今後の物価高騰に対してどのように対策を考えていくのか、最後にお答えをお願いいたします。

○議長（南条 博君）

管理者。

○管理者（大久保潔重君）

物価高騰による経費の増額に伴う市民への負担増をさせないための取組についてということでお答えいたします。

現状では物価高騰を要因とする原材料費、あるいは労務費等の上昇に伴う増額の要求については、国で認められている制度でございますので、基本的に対応せざるを得ないものだと考えております。しかしながら、増額分につきまして地元の住民の負担とならないよう、財源確保のために活用できる新たな補助金等がないか、研究、検討をしてみたいと思います。

また、国や県などにも構成市と連携しながら積極的に要望等を実施してまいりたいと考えております。

今、議員から触れていただきましたように、市民負担を軽減させるための最も基本的かつ効果的な取組は、やはりごみの減量化だというふうに思ってお

りますので、構成市ともさらに連携しながら周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（南条 博君）

いいですか。（「いいです」と言う者あり）

質問者交代のため、しばらく休憩します。

（午前 10 時 34 分 休憩）

（午前 10 時 35 分 再開）

○議長（南条 博君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、5 番湯田清美議員。

○5 番（湯田清美君）

おはようございます。諫早市議会、議席番号 5 番の湯田清美です。この組合議会に初めて参加して、初めて質問して、ちょっと戸惑っておりますが、頑張ってやっていきたいと思っております。

先日、このホームページを見まして、地球温暖化防止実行計画について読ませていただきました。第 1 期、第 2 期まで進めていて、令和 3 年度から第 3 期に入ったということで、第 2 期までの結果報告などが書かれてありまして、興味深く読ませていただいたので、その件について質問させていただきます。

まず、令和 3 年 4 月から地球温暖化防止実行計画が第 3 期に入りました。今年全国各地で気温が上昇して、地球温暖化ではなくて、地球沸騰化という科学者等も出てくるぐらい世界中が暑くなっています。パリ協定も結び、各国が目標を設定し、早急に目標達成、温暖化を止めなければなりません。

先日、この第 3 期の計画を読ませていただきました。これまで第 2 期では、平成 21 年度基準で削減目標 6 % のところを 17.8 % 削減され、第 2 期では平成 27 年度基準で削減目標 5 % のところを 9.4 % 削減されました。設定した目標を大きく上回る成果を上げておられ、国が設定した中期目標を上回っています。

このような大きな成果を上げるためにどのようなことをされたか、お尋ねいたします。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

湯田議員の御質問にお答えいたします。

まず 1 点目の第 2 期地球温暖化防止実行計画の成果についての御質問でございます。

本組合では、事務及び事業活動に伴い排出される温室効果ガス、ＣＯ２の発生を抑制するために、平成２７年度に第２期県央県南広域環境組合地球温暖化防止実行計画を策定し、令和２年度からの５カ年に対応に取り組んだものでございます。第２期実行計画の中では、温室効果ガス、ＣＯ２の排出量の削減目標を年平均１％、５年計画でございますので、計５％として実施してきたところでございます。

第２期実行計画の基準年度となる平成２７年度と最終年度の令和２年度を比較いたしますと、ごみの受入れ量が８万８１５トンから７万９，２６２トンになり、１，５５３トンの削減となっております。さらに、構成市ではごみの分別化が進み、特に、処理施設への廃プラスチック類の搬入量が削減され、ＬＮＧ、液化天然ガスの使用量も５年間で１０％の削減が図られたものでございます。

その結果、御質問にありましたように、令和２年度の温室効果ガスの排出量は平成２７年度と比較いたしまして９．４％の削減という結果につながったものだと考えております。

以上でございます。

○議長（南条 博君）

湯田議員。

○５番（湯田清美君）

今御答弁にありましたごみの減量化と、あと分別がしっかりとされていて、このような結果が得られたということですが、ごみの減量化、分別化に大変御苦労されたと思いますが、どのような御苦労があったかをお尋ねいたします。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

それでは、実行計画で成果を出す際の苦労はなかったかとの御質問でございます。

組合といたしましても、温室効果ガス、ＣＯ２の削減に最も効果的なものは、先ほど管理者も申し上げましたように、ごみの減量化であるものと考えております。実行計画の推進に当たっては、関係する構成４市において、ごみ減量化に向けた担当者会議などを開催するなど、ごみ減量化に対する先進情報の共有化に加え、各市の広報紙などを活用しながら、構成市内の住民の皆様へのごみ減量化の周知を図ってきたものでございます。

しかしながら、最終的には、今回、ＣＯ２の削減目標を達成するには、各構成市の住民の皆様方がごみの減量化の重要性を御理解いただき、ごみ減量化

に御協力いただいたことが一番重要だったのではないかと考えております。
また、さらにごみ減量化につながるよう、引き続き構成4市と連携をしながら推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（南条 博君）

湯田議員。

○5番（湯田清美君）

市民の皆様方の理解がとても重要だったということで今御答弁いただいて、また、それを共有して会議等を開かれたということを伺いました。今後もCO₂を削減するために、ごみの減量化というところではとても重要になってくると思います。今まで大きな成果は得ていますが、今までごみは減少しているのか。先ほどは御答弁でしているというお話だったんですけど、その現状と、そしてまた、今後の見通しはどのようになっているのか、そしてまた、新施設に移行するまでの目標などを立てているのか、お尋ねいたします。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

ごみの減量化の状況と今後の見通しについてのお尋ねでございます。

構成市におきましては、先ほど申しましたように、広報紙等によってごみ減量化について住民への周知など、様々な取組を行っていただいているところでございます。また、当組合でも小学生をはじめとする施設見学者に対し、環境教育の一環として生ごみのもう二絞りを心がけることなどについて啓蒙を図っているところでございます。生ごみのもう二絞りというのは、生ごみをすぐ出すと水分を含んでおりますので、それを燃やすのに過大なエネルギーがかかるものですから、子供さんたちにもう一絞り、二絞りということで、絞って出してくださいということでございます。

また、令和8年度の第2期ごみ処理施設の開業に向けて、ごみの分別と減量化がCO₂削減への近道であることは、今後とも構成市の関係部署とさらに連携を図りながら周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、令和3年度から実施しております本組合の第3期地球温暖化防止実行計画においては、構成市と廃棄物の減量化や分別等の3R、リデュース、リユース、リサイクルに取り組み、未来に美しい地球を残すことを念頭に置き、職員一人一人が省エネルギーを徹底し、CO₂排出量の削減に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（南条 博君）

湯田議員。

○5番（湯田清美君）

小学生の教育と、あと、生ごみを絞っていただくこと、そしてまた、構成市で3Rの実現に向けて頑張っているということで御答弁いただきました。

第3期が令和3年度から令和7年度までの5年間としています。そこで、削減目標の基準年度を令和2年度としています。しかし、平成27年度から、実績では令和元年度のCO₂の排出量が一番少ないのですが、この令和元年度を基準とせず令和2年度を基準とした根拠は何なのか、そしてまた、第3期に入って今年は折り返し地点だと思うんですけども、令和7年度の目標達成に向けての経過は順調かどうか、お尋ねいたします。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

2点お尋ねをいただいております。

まず第1点目、第3期の地球温暖化防止実行計画における基準年を令和2年度とした根拠は何かという御質問でございます。

前段の第2期実行計画は、先ほど御説明しましたように、平成28年度から令和2年度までの5カ年計画で実施しておりました。御質問のように、令和元年度のほうが数字的にはよろしいんですが、実行計画の連続性を踏まえまして、令和2年度を目標とさせていただきますと、第3期の実行計画は第2期の最終年度であります令和2年度の数値を基準として実行しているところでございます。

次に、第3期の地球温暖化防止実行計画における目標達成に向けた経過は順調かという御質問でございます。

第3期実行計画は令和3年度から令和7年度までの5カ年計画で実施しておりますところですが、その中で、令和2年度の基準値と、最新のデータが令和4年度でございますので、4年度の数値データを比較いたしますと、CO₂温室効果ガスが約4%、排出量に換算しますと1,157トンの増という結果になりました。この主な原因でございますが、ガスエンジンが不調となり、修理するまでの間、効率的なごみ処理が困難だったため発生したものと考えておりますが、ガスエンジンの修繕が完了いたしましたので、令和5年度からは結果についても好転していくものではないかと考えているところでございます。

○議長（南条 博君）

湯田議員。

○5番（湯田清美君）

令和４年度がちょっとガスエンジンが不調で排出量が増加して、今はちゃんと修理をしたので、順調に削減できているんじゃないかと御答弁で伺いました。

令和８年度からは現在のガス化改質方式からストーカ方式と処理方式が違う新施設が稼働する予定ですよね。ごみ処理方式が違う中、ガス方式よりもストーカ方式のほうが二酸化炭素の発生量が増すと私は予想するんですが、新施設に移行してもこの成果は継続して得られる予定なのか、また、得られるのであれば、その方法はどのようなものなのか、お尋ねいたします。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

お尋ねの第２期のごみ処理施設に移行してもＣＯ２削減効果は得られるのかという御質問でございます。

今回、第２期のごみ処理施設の処理方式としてストーカ方式を採用することとしておりますが、この方式は国内で最も稼働実績があるごみ処理方式となっております。さらに、今回は受託事業者からＩＣＴやＡＩなどを取り入れた独自の最新技術を導入したいとの提案を受けており、これが完成し実際に稼働いたしますと、継続的なＣＯ２温室効果ガスの削減効果が得られるのではないかと期待しているところでございます。

また、今回の機種選定に係る基本方針の１つに、経済性に優れているとともに、長寿命化を図ることができる施設というものを挙げております。そのため、長期間の効果が図られるものと考えておるところでございます。

最後に、運営期間中は専門のコンサルタントによる運転モニタリングを計画しておりますので、継続した安定運営に努められるのではないかと考えているところでございます。

○議長（南条 博君）

湯田議員。

○５番（湯田清美君）

新しい施設になっても、ＩＣＴ、ＡＩを取り入れたすごい良好な設備が整うということで継続できるんじゃないかという答弁でした。

国は２０３０年度に中期目標、また、２０５０年度に長期目標を設定しております。現在は既に中期目標を達成しており、あとは長期目標達成に力を入れるだけなのですが、新施設に移行するときには、この二酸化炭素削減目標を一から立て直すというふうに先日の聞き取りで伺いました。新施設に移行した後、この長期目標を達成できる予定なのか、お尋ねいたします。

そしてまた、達成するためには、先ほどお尋ねしたごみの減量化にもっと力

を入れないといけないと想像するんですが、ほかの自治体のように、長崎市とかはプラスチックもまた別に分別したりとか、あと、お菓子の袋なんかを別に分別したりとかしていますが、そういうふうに分別を細かくしたりしないといけないと思うんですが、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

第2期ごみ処理施設に移行した場合、長期にわたるCO₂削減効果が維持できるのかという御質問だと思います。

先ほども簡単に御説明いたしましたが、第2期ごみ処理施設では、委託事業者から具体的にはICTを活用した遠隔監視システムによる省力化、AIによる自動燃焼制御による燃料使用の抑制などが実施されると聞いております。

さらにはプラント設備自体の省エネ化や太陽光発電設備の導入なども検討されており、受託期間も20年となっておりますので、長期にわたる継続したCO₂温室効果ガスの削減に貢献いただけるのではないかと大いに期待しているところでございます。

議員がおっしゃりますように、最終的にはごみの分別化、ごみの減量化が大事でございますので、引き続き関係する4市と調整を行いながら事業を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南条 博君）

湯田議員。

○5番（湯田清美君）

そのごみの分別に関してなんですけれども、今4市で構成しておりますが、その4市とも諫早と同じような分別方法であるのか、またちょっと違っているのか、その辺を具体的に教えてください。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

ごみの分別化の方法についての御質問でございます。

私どもで聞き取りを行いました結果、今のところは各市ごとにそれぞれやり方が違っているということでございますので、少し時間はかかりますが、8年4月が新しい施設の開業でございますので、それまでに一步でも進むような形で調整をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（南条 博君）

湯田議員。

○5 番（湯田清美君）

ありがとうございます。ごみの分別が統一されていれば、多分、新しい施設もそんなエネルギーとか使わずに長寿命化が図れると思いますが、きちんとごみの分別が統一されていなかったら、ごみの質も違ってきたりとか、質によっては稼働に時間がかかったりとか、あと、残渣物ができたりとか、また、その残渣物にも、それを焼却というか、処理するためにまたエネルギーを使ったりとか時間を使ったりとか、そしてまたコストがかかったりとかすると思うので、その辺はしっかりと調整していただいて、統一を図ったほうがいいのかなというふうに私は思いますので、その辺、また検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、大きな2番目に移りたいと思います。

2番目は、動物の死骸の焼却についてです。

現在、動物の焼却は、法律上、一般廃棄物とか産業廃棄物として普通のごみと一緒に焼却されます。ペットとして動物を飼われている方々で経済的に余裕のある方はペット霊園などを利用して冥福を祈り、人間と同じように火葬されるようですが、ペットの飼い主さん全てがそのようにされるとは限りません。犬などは飼う時点で市への登録が必要で、死んだときも市へ登録抹消の連絡をします。

諫早市ではペットが死んだと連絡が入ったときは、飼い主にペットが一般廃棄物として普通のごみと一緒に処理されることを説明していただいて、そして、ペットの埋葬方法を飼い主さん決めていただいております。現在は一時預かりをつくっていただいたことにより、クリーンセンターに持ち込まれたペットは職員が処理することになったのですが、以前はそのまま飼い主さんがピットに放り込むということをされていきました。その辺で、雲仙市や島原市、南島原市ではどのような方法を取っておられるか、お尋ねいたします。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

2点目のペットや野良の動物の死骸について、島原市、雲仙市、南島原市はどのような対応をされているかという御質問でございます。

まず、犬、猫などの一般的なペットの死骸につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、廃棄物処理法の第2条第1項のほうで規定をされております。

それにつきまして、犬や猫などの一般的なペットの死骸に関しまして、構成4市の廃棄物の担当課へ問合せや各市のホームページ等で調査をいたしました。

まず、島原市におかれましては、ペット動物が死亡した場合には飼い主様が直接、島原市内にございます東部リレーセンターに持ち込まれまして、一般廃棄物として対応されているというふうに伺っております。ただし、飼い主様が御高齢などの理由で対応が困難な場合は、市の廃棄物担当課において御相談を受ける場合もあるというふうにも伺っております。

次に、諫早市におきましては、過去には市の職員がペット動物の死骸をお預かりし対応した事例もあったとのことですが、現在はそのような対応は行っていないということでございます。

また、雲仙市、南島原市におきましても、以前から市職員での対応はしていないということでございます。

なお、いずれの市におきましても、ペット動物の死骸につきましては、先ほどこから申しましたように、一般廃棄物として処理されることについて飼い主様には御説明をされているということでございます。

次に、野良動物の死骸についても、ペット動物と同様に、一般廃棄物として対応させていただいておりますので、死骸の発見された場所を管理する者や所有する者におきまして適正に処理をしていただくよう各市で御説明をさせていただいているとお伺いしております。

ただし、鳥類に関しましては、鳥インフルエンザなどの蔓延防止の観点から、所管保健所へ連絡等を行い、その指示にのっとり事務処理を行っているということもお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○議長（南条 博君）

湯田議員。

○5番（湯田清美君）

ありがとうございました。取扱いは諫早とほぼ変わらなくて、一般廃棄物で処理されますよということはしっかりと御説明していただいているというお話でした。

昨年、諫早市に住んでいらっしゃる方から電話をいただいたんですけれども、その内容は、ペットが死んだので焼却場に死骸を持っていったら、自分で死骸をピットの中に放り込まなければならなかったと、とてもつらかったと涙ながらに訴えてこられました。その方は佐賀県に住まっていたそうで、佐賀に住んでいたときも動物の死骸を直接焼却場に持参したそうですが、佐賀のほうでは、動物の死骸を持ち込まれたら、簡易的な祭壇に安置して、手を合わせて、その後、職員で飼い主さんらが帰られた後にその死骸を処理されるというふうに伺っています。その方は多分、諫早でもそういうふうにするんであろうと思ったんでしょう。そのまま自分で持って行って、そういうふうに自分

の自らの手でピットの中にペットを投げ込んだということで、とてもショックを受けられておりました。

佐賀市では、この方が言われるように、簡易的な祭壇が設置されて、死骸を安置できるようになっているそうです。聞くとところによると、今年2月、この組合議会で視察をされたと聞いていますが、視察をしたところで動物の焼却に関しての取組で工夫されていたところはなかったか、お尋ねいたします。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

組合議会の先進地視察調査におきまして、動物の焼却に関して参考となる取組がなかったかとの御質問でございます。

当組合議会では先進地調査として、令和5年2月に宮崎県の都城市をお訪ねし調査をいたしております。先進地調査におきましては、都城市でペット動物などの死骸を直接処理場に持ち込まれた飼い主様は、施設内に設置されています簡易的な祭壇を一時預かり所として、そこへ飼い主様の手でペット動物の死骸を置いていただき、飼い主様が施設を出られた後、ごみピットへ職員の方で投入し処理しているというふうに伺いました。飼い主様の目に見えないところでごみピットへ投入するという点で、飼い主様への配慮がされているのかなというふうに感じました。

当クリーンセンターにおきましても、令和5年3月より、湯田議員の御配慮もありまして、ペット動物の死骸につきましては一時預かり所を設け、飼い主様が帰られた後に対応するように心がけているところでございます。

○議長（南条 博君）

湯田議員。

○5番（湯田清美君）

一時預かり所の設置については大変感謝しております。ありがとうございました。

今回、市民の方から話を聞いて、ほかにもペットだけではなく、先ほど路上で車にひかれた野良の小動物などを持ち込んで、この方と同じような思いをされた方が一時預かり所を設置する以前にはあったんじゃないかなと思います。佐賀市のように、飼い主がゆっくりと落ち着いた気持ちで手を合わせるような場所とは今現在の一時預かり所は感じ難いところですので、佐賀市や視察先の宮崎県の都城市で見えたように、一時預かり場所に簡易的な祭壇を設け、そして、少し派手にコーディネートし、飼い主たちが気持ちを落ち着かせられるようにしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

そしてまた、民間のペットの火葬を調べたところ、車の中に焼却炉を設け火

葬しているところもあるみたいなので、これは法律上、いろいろな問題があるかもしれませんが、焼却も別にできればさらにいいと思うのですが、そのような工夫ができないか、お尋ねいたします。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

まず、1点目の現状の一時預かり所についての御質問でございます。

当クリーンセンターでは、一般廃棄物処理施設といたしまして、市のごみ処理委託業者はもとより、一般ごみを直接持ち込まれる市民の皆様方の不特定多数の車が来場しております。そのように多くの車両がプラットホーム内を往来いたしますので、場所的要因や安全性確保の観点から、祭壇等の設置は難しいものと考えております。

また、ペットの火葬に関しましては、民間でそのような事業を営んでおられる事業者もおられますので、当組合において祭壇等を設置することは、そういった事業者を圧迫するおそれもありますので、どういったシステムにすればうまくいくのか、今後研究をさせていただければと思います。

次に、一般廃棄物として別に焼却することはできないかとの御質問でございます。

先ほどから申しましたように、動物の死骸に関しましては一般廃棄物の区分となりますので、当組合へ搬入されております一般廃棄物でございますので、別に焼却することはかなわないのではないかと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（南条 博君）

湯田議員。

○5番（湯田清美君）

ありがとうございました。現時点ではなかなか難しいかもしれませんが、飼い主さんが心を落ち着かせるような感じで配置ができればと思います。

また、新しい施設もできますので、その施設ができる時も少しこういう考えも頭に入れながらやっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（南条 博君）

これにて通告されました一般質問は全て終了いたしました。

議事整理のため、しばらく休憩します。11時5分から再開を考えております。

（午前11時01分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（南条 博君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第7、報告第1号「繰越明許費について（令和4年度県央県南広域環境組合一般会計）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

報告第1号「繰越明許費について（令和4年度県央県南広域環境組合一般会計）」につきまして御説明を申し上げます。

本件は、令和4年度県央県南広域環境組合一般会計予算につきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、歳出予算の経費を繰り越しましたので、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

3ページをお開きください。

3ページは繰越明許費繰越計算書でございます。

第2期ごみ処理施設建設敷地造成等事業におきまして、この管理棟や余熱利用施設の間に第2期ごみ処理施設の建設用地を確保するための造成工事及び造成後に側溝整備工事を予定し、令和5年度に繰越しをしたものでございます。

繰越明許費の総額は8,714万4,700円で、その財源は表に記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開きください。

繰越の理由でございますが、造成工事の管理棟側の擁壁工におきまして、コロナ禍などにおける影響などにより擁壁の直壁材として使用するコンクリート製壁材の調達に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第1号「繰越明許費について」の御説明を終わらせていただきます。よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南条 博君）

これより報告第1号に対する質疑に入ります。

なお、質疑は会議規則第49条の規定に基づき、1議題につき3回までいたします。

質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって質疑を終結いたします。

報告第1号は、以上の報告をもって御了承をお願いいたします。

次に、日程第 8、議案第 9 号「令和 4 年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

議案第 9 号「令和 4 年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定に付するものでございます。

それでは、お手元に配付いたしております主要施策の成果説明書により、令和 4 年度の決算概要を御説明申し上げます。併せまして、決算書のほうも御覧いただければと存じます。

まず、成果説明書の 5 ページをお開きください。

なお、決算書は 1 ページでございます。

成果説明書は 5 ページ下段の令和 4 年度決算収支の状況の表中の令和 4 年度の欄を御覧いただければと思います。

令和 4 年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額 54 億 8,107 万 372 円、歳出総額 50 億 8,940 万 7,934 円となり、歳入歳出差引残額は 3 億 9,166 万 2,438 円で、翌年度に繰り越すべき財源 8,714 万 4,700 円を差し引いた実質収支額は 3 億 451 万 7,738 円となっております。

なお、残額の主なものについては、現施設の運転委託費や新施設の整備に係る入札執行残によるものでございます。

続きまして、歳入の主な内容につきまして御説明いたします。

成果説明書 6 ページ、7 ページをお開きください。決算書は 10 ページから 13 ページでございます。

成果説明書 6 ページは款別の説明、7 ページの上段①は予算額と決算額との比較でございます。中段②は款別の前年度決算額との比較、下段③は過去 5 年間における歳入決算額の推移をグラフで表したものでございます。

成果説明書 7 ページ、中段②の款別決算額前年度比較の表で御説明をさせていただきますと存じます。

まず、1 款、分担金及び負担金でございます。これは構成 4 市からの分担金で、決算額は前年度と同額の 33 億円となっております。

なお、構成市ごとの内訳につきましては、決算書 11 ページの備考欄に記載のとおりでございます。

次に、2 款、使用料及び手数料でございます。そのうち、1 項、使用料は、組合所有地への電柱等の敷設に伴う行政財産の目的外使用料といたしまして

1 万 3, 0 0 0 円となっております。

また、2 項、手数料は、一般家庭や事業所等から当組合へ直接持ち込まれた一般廃棄物処理に係る手数料でございます。令和 4 年度は一般家庭や事業所等から持ち込まれた有料ごみが前年度より減少したことから、決算額は前年度と比較しますと 2 5 1 万 3, 0 0 0 円、率にいたしまして 1. 2 % 減となる 1 億 9, 9 0 2 万 7, 0 0 0 円となっております。

次に、3 款、国庫支出金でございます。これは第 2 期ごみ処理施設及び廃棄物運搬中継施設の整備に対する国の循環型社会形成推進交付金で、決算額は前年度と比較いたしまして 1 億 8, 1 9 1 万 8, 0 0 0 円、率にして 8 5 2. 3 % の増となり、2 億 3 2 6 万 2, 0 0 0 円となっております。

増額の主な理由は、令和 4 年度から第 2 期ごみ処理施設の建設工事費の支払いが始まったことに伴い、それに係る交付金が皆増となったことなどによるものでございます。

次に、4 款、財産収入でございます。これは全て基金の預金利子でございます。決算額は前年度と同額の 7 万円となっております。

基金ごとの内訳につきましては、決算書 1 1 ページの備考欄に記載のとおりでございます。

次に、5 款、繰入金でございます。これは第 2 期ごみ処理施設整備事業の財源とするための基金からの繰入金で、決算額は前年度と比較いたしますと 8 億 4, 0 9 6 万 7, 0 0 0 円、率にして 1 6 4. 4 % の増となる 1 3 億 5, 2 5 4 万 6, 0 0 0 円となっております。

増額の主な理由でございますが、令和 4 年度は第 2 期ごみ処理施設の建設工事費や建設敷地造成工事費、さらに、用役費の高騰対策費の財源として繰り入れた分が皆増となったことによるものでございます。

次に、6 款、繰越金でございます。これは令和 3 年度からの繰越金で、決算額は前年度と比較いたしますと 2 3 億 1, 1 0 7 万 6, 0 0 0 円、率にして 8 5. 8 % 減となる 3 億 8, 1 1 8 万 8, 0 0 0 円となっております。

減額の主な理由は、前年度からの決算剰余金の減に加え、令和 2 年度から翌 3 年度に繰越した約 2 1 億 8, 0 0 0 万円のガスエンジンの改修工事費などの分が皆減となったことによるものでございます。

なお、令和 3 年度から決算剰余金による純繰越金及び令和 3 年度から繰り越した余熱利用施設の駐車場等整備事業の財源である繰越事業充当財源繰越金の内訳につきましては、決算書 1 1 ページの備考欄に記載のとおりでございます。

次に、7 款、諸収入でございます。そのうち、1 項、組合預金利子は、歳計及び歳計外現金の預金利子として決算額は 1 万円となっております。

2 項、雑入の主なものについては、つなぎ運転期間の運転管理業務に係る精算金、余熱利用施設の指定管理者から納められる上水道使用料負担金などで、決算額は前年度と比較いたしますと 4 1 7 万 2, 0 0 0 円、率にして 8. 5 % 減となる 4, 4 9 5 万 5, 0 0 0 円となっております。

これと預金利子を合わせた諸収入の決算額は、前年度と比較いたしますと 4 2 1 万 4, 0 0 0 円、率にして 8. 6 % 減となる 4, 4 9 6 万 5, 0 0 0 円となっております。

雑入の内訳につきましては、決算書 1 3 ページの備考欄に記載のとおりでございます。

なお、令和 4 年度におきましては不納欠損額はございませんでした。

続きまして、歳出の主な内容について御説明を申し上げます。

成果説明書 8 ページ、9 ページをお開きいただきたいと思います。決算書は 1 6 ページから 2 1 ページでございます。

成果説明書 8 ページは款別の説明、9 ページの上段①は予算額と決算額の比較、中段②は款別の決算額前年度比較、下段③は過去 5 年間における歳出決算額の推移をグラフで表したものでございます。

なお、9 ページ、中段②の款別決算額前年度比較の表で御説明を申し上げます。

まず、1 款、議会費でございます。これは組合議会の運営に係る費用でございます。令和 4 年度は 3 年ぶりに視察研修を実施したことにより、決算額は前年度と比較いたしますと 6 9 万 4, 0 0 0 円、率にして 6 5. 3 % 増となる 1 7 5 万 7, 0 0 0 円で、上段①の予算の執行率につきましては 3 8. 3 % でございます。

不用額の主なものにつきましては、会議に係る議員報酬及び費用弁償などの執行残でございます。

次に、2 款、総務費でございます。これは組合の管理運営に係る費用で、職員の給与、事務所の経費、基金積立金、監査委員費などでございます。令和 4 年度はごみ処理施設建設整備基金への積立額の減などにより、決算額は前年度と比較いたしますと 2 億 9, 3 4 2 万 9, 0 0 0 円、率にして 5 0. 6 % 減となる 2 億 8, 6 6 3 万 3, 0 0 0 円で、予算の執行率は 9 7. 9 % でございます。

不用額の主なものにつきましては、事務費や業務委託費の執行残等でございます。

次に、3 款、衛生費でございます。これは現施設の運転管理業務や用役費などのごみ処理や中間処理施設に係る費用で、余熱利用施設及び第 2 期ごみ処理施設の整備に係る費用でございます。令和 4 年度は第 2 期ごみ処理施設の

建設工事費や敷地等造成工事費の皆増となりましたが、令和2年度から翌3年度に繰り越したガスエンジン改修工事費の21億8,000万円が皆減となったことなどから、決算額は前年度と比較いたしますと10億1,287万2,000円、率にして18.5%減となる44億4,875万3,000円で、予算の執行率は90.9%でございます。

不用額の主なものにつきましては、運転委託費や施設整備費などの執行残でございます。

次に、4款、公債費でございます。これは組合が発行した地方債に係る償還金でございますが、現施設に係る償還は令和元年度末に終了いたしました。つなぎ運転に係る基幹改良工事の財源として借り入れた地方債の償還に係る費用で、決算額は前年度と比較いたしますと21万5,000円、率にして0.1%増となる3億5,226万5,000円となっております。

最後に、5款、予備費でございます。充用する案件がありませんでしたので、予算額の1,000万円は全て執行残となっております。

成果説明書の10ページをお開きください。

上段に用役費の前年度比較、その下に平成30年度以降の推移をグラフ化して掲載いたしております。

まず、LNG、液化天然ガスの使用量につきましては、4年度には前年度と比較して153トン増の3,095トンの液化天然ガスを使用し、決算額は1億5,722万円、率にいたしまして64.9%の増となり、3億9,951万1,000円となっております。

増額の主な理由は、国際情勢の混乱などにより国際的に液化天然ガスの需要が急激に高まったことで、購入価格が高騰したことによるものでございます。

電気の使用量につきましては、4年度は前年度と比較して1,949メガワットアワーの増と1万2,351メガワットアワーを使用し、決算額は前年度と比較いたしますと9,584万円、率にして49.4%増となり、2億8,988万3,000円となっております。

増額の主な理由は、発電用に5台ある発電機の1台が発熱ボイラーの不具合により半年程度運転することができなかつたため、使用量が増加したものに、エネルギー自体の価格が急激に高騰したことによるものでございます。

したがって、用役費の決算の総額は前年度と比較いたしますと2億5,306万円、率にして58.0%増の6億8,939万4,000円となっております。

次に、11ページを御覧ください。

上段には人件費の前年度比較について記載しております。

表の一番上の一般職職員数ですが、令和４年度と３年度を比較いたしますと、職員数の増減はあっておりませんが、派遣職員の人事異動で、一般職職員の後任が管理職の職員になったことから、給料表の給料、職員手当、共済費ともに増額となったものでございます。

また、１１ページの中段と下段に基金の積立状況と平成３０年度以降の基金現在高の推移をグラフ化して記載しております。

３つあります基金の令和４年度末現在高は合計で２３億３，１０２万１，０００円でございます。

成果説明書１２ページ、１３ページをお開きください。

９で地方債の状況を記載しております。

１２ページの上段①借入額等の表は、借り入れた年度ごとの地方債を記載しており、令和４年度中の借入れはございませんでした。

下段の②公債費の推移（総額）の表は、一番下の太枠の欄に令和２年度に借入れを行った地方債の令和４年度への償還額を記載しております。

１３ページを御覧ください。

上段③は公債費の推移（総額）、下段④は地方債現在高の推移（総額）についてそれぞれグラフで示したものでございます。

次に、決算書の２４ページ、２５ページをお開きください。

財産に関する調書の公有財産の土地及び建物の表を御覧ください。

令和４年度における組合の土地及び建物の現在高について掲載しておりますが、土地、建物についての異動はあっておりません。

なお、基金を除くその他の財産につきましては増減はあっておりません。

これで歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

なお、去る７月２０日に監査委員によります決算審査を受けましたので、別冊にて審査意見書を添付させていただいております。

以上で議案第９号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南条 博君）

これより議案第９号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示しください。

質疑は歳入歳出それぞれ３回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。中野議員。

○７番（中野太陽君）

１３ページをお開きください。

雑入、額としては小さいんですけども、この備考の中で段ボール等販売料、副産物販売料、2つ飛んで、余剰電力販売料という、いわゆるこれまでの炉の利点というべき部分がここなのかなというふうに思っているんですが、段ボールは除きますね。ここの推移、現状どうなっているのかというのをお聞かせください。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

余剰電力販売料につきまして御説明を申し上げます。

令和4年度につきましては、お示ししてますように126万4,168円でございます。前年度の令和3年度につきましては、219万2,491円でございます。前々年度の令和2年度につきましては、194万6,875円となっております。

失礼しました。次に、副産物販売料について御説明します。

令和4年度は63万624円の収入になりました。

なお、令和3年度、前年度は67万1,327円の収入があっているところでございます。前々年度になります令和2年度につきましては64万7,726円で、ほぼ毎年横ばいということでございます。

以上でございます。

○議長（南条 博君）

いいですか。（「段ボール」と言う者あり）

○事務局長（山下浩信君）続

段ボールにつきましては、納入業者が毎年替わりまして、納入単価が変わっておりますので、直接重量がそのまま金額になっておりませんが、金額だけ御説明させていただければと思います。

令和4年度は23万8,500円でございます。令和3年度27万4,740円、令和2年度につきましては5万7,550円となっておるところでございます。（「分かりました」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

いいですか。

歳入について、ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

ないようですので、それでは次に、歳出に対する質疑に入ります。馬渡議員。

○2番（馬渡光春君）

先ほど、副産物の販売料について聞かれましたが、これに係る経費はどのよ

うな推移をしておられますか、お尋ねいたします。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

段ボールと副産物について、事務所のほうに直接購入者のほうが取りに來られて現金をいただくという形になっておりますので、特段、事務費ということでは出ないのかなと考えております。

○議長（南条 博君）

馬渡議員。

○2番（馬渡光春君）

以前の会議では、処理をするように持って行って、売れるけど、そこに売りに行くまでの、場所までの経費が非常に掛かっておったわけですね。1,000万円以上。結局、工場塩だったり処分費はまた別だと思いますけれども、副産物ですから。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

調べさせていただいて、後もってまた御説明させていただきます。（「分かりました」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

歳出、ほかにありませんか。中野議員。

○7番（中野太陽君）

成果説明書の8ページ、衛生費のところ、今は減額なんですけれども、ガスエンジン改修工事費の分が皆減になりましたという説明があつたんですが、つなぎ運転における、いわゆる突発的な事故に対する修理とかではなくて、計画的な工事の予定というのは今後あるのかないのか、これについて伺います。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（山下浩信君）

冒頭に御説明しましたように、1年契約で施設の維持修繕の契約をJFEさんとしておりまして、基本的にはそういう改良的な対応はないものと考えております。

○議長（南条 博君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号は、これを認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は認定することに決定いたしました。

以上をもちまして今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議なしと認めます。

これをもって令和5年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

（午前11時38分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長

南条 博

署名議員

松永 隆志

署名議員

中野 太陽